

災害時にすべての人の命と暮らしを守り抜くために
～災害救助法等の改正にかかる要望書～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 村木厚子

本通常国会において、災害救助法に「福祉」を位置づける等を内容とした改正法案が上程されることとされていますが、これまでの大規模災害時における福祉関係者の実践を踏まえると、人びとの命と生活を守り抜くためにはこれまで以上に迅速かつ効果的な活動が展開できる体制を整備する必要があります。

つきましては、法案審議にあたり下記事項が実現されるよう要望します。

記

一. 多様な災害福祉支援が漏れることなく災害救助として認められるよう要望します。

「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の活動範囲の拡充とともに、これまで福祉関係者が展開してきた多様な災害福祉支援が、災害救助法における救助として認められるよう要望します。

とくに、被災によって福祉的支援が必要となるすべての人びとの命と暮らしを守り抜くためには、

- ①介護・障害・保育等の社会福祉施設・事業所が、災害時に利用者への支援を継続するとともに、被災した地域住民を受け入れ、地域を支える役割を担っていくために必要となる介護職員等 (保育士等を含む) 応援派遣に要する費用
- ②災害ボランティアセンターの運営に要する費用 (設置費、輸送費等) ならびに、同センターを拠点として活動する社会福祉協議会職員等が、被災した地域住民に対して行うニーズ把握、アセスメント、コーディネート等の支援活動費用

が災害救助費の対象として位置づけられる必要があります。

一. 「災害福祉支援センター」の設置と平時からの活動のための財源確保を要望します。

全国段階、都道府県段階において、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする福祉関係者のネットワークの中核となる社会福祉協議会に「災害福祉支援センター」(仮称)を設置し、

- ・ DWAT チーム員をはじめ幅広い災害福祉支援の担い手の確保・育成や関係団体との連絡調整
- ・ 発災時の DWAT 等の派遣調整、指揮命令系統の確立
- ・ 応急支援から復興期の見守り支援に至る多様かつ被災者に寄り添った災害福祉支援の連携・調整など、平時から災害福祉支援を迅速かつ効果的に展開するための体制を確立することが急務です。

つきましては、事前防災力強化の観点からも、「災害福祉支援センター」の設置に必要となる恒久財源の確保に向けて、現行の体制整備にかかる予算の抜本的な拡充が必要です。

以上